

**内灘町介護予防・日常生活支援総合事業
単位数サービスコード表
(令和元年 10 月施行版)**

令和元年 10 月 1 日から、サービスコードが変わります。

総合事業は、市町村によってサービスコード、基準等が異なります。

内灘町内の事業者が他市町村の被保険者（住所地特例対象者を除く）に対してサービスを提供する場合は、当該市町村の基準等により、当該他市町村の設定するサービスコードを使用します。

逆に、内灘町外の事業者が内灘町の被保険者（住所地特例者を除く）に対してサービスを提供する場合は、内灘町の基準等により、内灘町のサービスコードを使用します。

訪問型サービス

内灘町訪問介護相当サービス（独自）サービスコード表（サービス種類コード A2）

- 単位の改正
- 介護職員等特定処遇改善加算の新設

通所型サービス

内灘町通所型介護相当サービス（独自）サービスコード表（サービス種類コード A6）

- 単位の改正
- 介護職員等特定処遇改善加算の新設

【色分けルール】

赤字：変更

黄色：新設